

「特定歴史公文書の利用請求に対する処分に係る審査基準」の概要

1 「利用請求に対する処分に係る審査基準」に係る委員会の意見聴取の理由

特定歴史公文書の利用請求に対し、知事は、全部又は一部の利用を認める、又は全部の利用を認めない旨を決定することとなるが、その審査基準をあらかじめ定め、公にしておく必要がある。

当該審査基準は、特定歴史公文書の利用決定等に対する異議申立てがされた際の委員会の判断にも関係が深いことから、その制定にあたり、委員会の意見を聴く。

2 審査基準策定の対象となる条例の規定

○行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)

(特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い)

第15条 知事は、保存している特定歴史公文書について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第7条第3号又は第6号ア若しくはオに掲げる情報

エ 情報公開条例第7条第7号に掲げる情報

オ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書を保存する知事が当該原本を現に使用している場合

2 知事は、前項に規定する利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号アからオまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第16条 知事は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、知事が規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報(本人に関する個人情報に限る。)が記録されている部分についても、利用させなければならない。

3 「利用請求に対する処分に係る審査基準」の策定の考え方

県における情報公開制度との整合を図るため、「熊本県情報公開条例解釈運用基準」を基本とするとともに、特定歴史公文書の利用という理由で、現用文書の情報公開と異なる点については「独立行政法人独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成23年4月1日館長決定）」及び「大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成23年4月1日制定）」を参考に審査基準を策定。

4 「利用請求に対する処分に係る審査基準」の主な内容

【条例第15条第1項 関係】利用制限情報

ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報【法令秘等情報】

①法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は②実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

① 「法令等の規定により…公にすることができないとされている情報」

法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないとされている場合等も含まれる。

② 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示」

法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国の機関からの関与（不開示の指示）であって、法律若しくはこれに基づく政令に根拠を有し、権限を有する者から文書により開示を禁止する旨の明確な指示があり、実施機関を法的に拘束するものをいう。

イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報【個人に関する情報】

①個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により②特定の個人を識別することができるもの(③他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は④特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として⑤公にされ、又は⑥公にすることが予定されている情報

イ ⑦人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、⑧当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

① 「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)

個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。なお、「個人」には、利用請求者本人をはじめとする生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

② 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲

当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体とする。

③ 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合し、組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として利用制限情報となる。

④ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

個人の未発表の研究論文、研究計画、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば人格的・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。

⑤ 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。

⑥ 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定の下に管理されている情報をいう。

⑦ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」

このため個人情報を公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康等を保護する必要性が上回るときには、当該個人情報を利用させる必要性と正当性が認められることから、当該情報を利用させなければならない。

⑧ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにする観点から、その氏名、職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては利用制限とはしない

ウの1 情報公開条例第7条第3号に掲げる情報【法人に関する情報】

①法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は②事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の③権利、④競争上の地位その他⑤正当な利益を⑥害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における^⑦通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

① 「法人その他の団体に関する情報」

法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。

② 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は除く。

③ 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的に保護された権利一切をいう。

④ 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

⑤ 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

⑥ 「害するおそれ」

法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の種類、性格や権利利益の内容、性質等に応じ、憲法上の権利の保護の必要性、行政との関係等を十分考慮して適切に判断する。なお、この「おそれがある」との判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

ウの2 情報公開条例第7条第6号ア及びオに掲げる情報に掲げる情報【事務・事業に関する情報】

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、①正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その^②企業経営上の正当な利益を害するおそれ

① 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の方針、内容に関する情報(監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報)や試験問題等事前に公にすれば適正かつ公正な評価等が困難となったり、妥当性を欠く行為を助長したり、隠ぺいをするなどのおそれがあるもの、また、事後であっても、公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものが該当する。

② 「企業経営上正当な利益を害するおそれ」

公営企業、地方独立行政法人又は公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれ。

エ 情報公開条例第7条第7号に掲げる情報【議員会派活動情報】

①議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、②公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

① 「議会の議員の活動に関する情報」

議員個人として行う住民からの陳情などの要望事項に関する活動や調査研究活動に関するものなどが含まれる。

② 「公にすることにより、当該議員の…活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」

議員個人が日常的に行う活動に関する情報のうち、公にすることにより、その議員の議員活動や政治活動の自由が著しく阻害されるおそれがあるもの。法令等の定めるところにより、閲覧することができる情報又は公表を目的として作成し、若しくは取得した情報は、該当しない。

オ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の^①公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報【公共の安全に関する情報】

① 「公共の安全と秩序の維持」

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

② 「移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、利用・利用制限の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。司法審査の場においては、実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当。

【条例 第15条第2号 関係】

特定歴史公文書の原本の利用制限

当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該^①原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書を保存する知事が当該^②原本を現に使用している場合

① 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときをいう。

② 「原本を現に使用している場合」

利用請求に係る当該特定歴史公文書の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、移管元実施機関等による借覧、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができないときをいう。

【条例 第15条第2項 関係】

時の経過の考慮と移管元実施機関等の意見の参酌

知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

① 「時の経過を考慮する」

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。

② 「参酌」

実施機関及び地方独立行政法人等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断は知事が行う。

【条例 第15条第3項 関係】

部分利用に関すること

知事は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号アからオまでに掲げる情報が記録されている部分を①容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に②有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

① 「容易に区分して除くことができるとき」

当該特定歴史公文書のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合と、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合等を含まない。

② 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」

利用制限に係る情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等公開しても意味がないと認められる場合を意味する。

【条例第 16 条関係】

本人情報の取扱

知事は、前条第 1 項第 1 号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、知事が規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報（本人に関する個人情報に限る。）が記録されている部分についても、利用させなければならない。

同号イに掲げる情報（本人に関する個人情報に限る。）が記録されている部分についても、利用させなければならない。

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第 15 条第 1 項第 1 号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第 16 条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第 15 条第 1 項第 1 号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第 15 条の規定により判断することとなる。